

1、登校及び下校の時刻は次の通りである。

①始業時刻は午前8時30分である。午前8時20分頃までに登校し、午前8時30分には着席し点呼を受けること。(雨の日は少し早く家をでる)

②下校時刻 次の時刻までに下校すること。

下校時刻 午後5時00分

③クラブ活動について

○クラブ活動時間は午後5時までとする。

平常時に午後5時以降に活動する場合は、必ず顧問または顧問から依頼された教員に付き添ってもらうこと。ただしその場合においても下記の時間までに活動を終了し、下校すること。

4月から10月…午後6時30分

11月から2月…午後6時

※3月は長期休業期間扱い

○春季、夏季、冬季の長期休業期間、および午前中授業日については午後5時を絶対下校時刻とする。

絶対下校時刻はその時刻に下校が完了していなければならない時刻である。それが出来るように活動すること。

○土曜・日曜・休日の活動は顧問または顧問から依頼された教員が付き添うことを絶対条件とした上でこれを認める。ただしその週に活動休養日(ノークラブデー)を1日入れること。

2、登校下校の途中、車中・路上を問わず常に交通規制、公衆道徳を守り、社会秩序を乱すような行動をしてはならない。

3、遅刻した場合は南館1Fの生活指導室で入室許可証を受け取り、必ず授業担当の先生に渡す。

4、登校後は授業終了まで外出を禁ずる。やむを得ない用事で外出する時は関係職員から外出許可証をもらうこと。

5、自転車通学は担当を通じて届け出、許可を受ける。

6、登下校または、制服、体操服を着用しての単車等の運転は厳禁とする。

7、自主的活動

生徒の自主的活動・表現の自由は原則として保障する。ただし、ポスターなどを掲示する場合、緊急の放送をする場合、印刷物を配布する場合などは責任者を明確にし、関係職員に届け出ること。また、次の事項に該当するものは認めない。

①暴力を伴うような行為

②差別的な内容を伴う行為

③故意に誹謗中傷する行為

④その他、生徒心得に反する行為

8、欠席・結果・遅刻届は本生徒手帳の届欄に記入し、担任に提出すること。

9、貴重品は常に身につけ、紛失しないよう留意する。

10、校内では学校指定の上履きを使用すること。

11、アルバイトは推奨しない。ただし、学業及び学校生活に支障をきたす場合には禁止することもある。

12、携帯電話は授業中、電源を切り、鞆の中にしまっておくこと。

13、次のような行為は厳に戒める。

①喫煙、飲酒(喫煙具所持、同席も含む)

- ②暴力、けんか、いじめ、悪質な嫌がらせなど
- ③万引き、窃盗、恐喝などの社会的犯罪
- ④故意による器物破損
- ⑤授業妨害・指導忌避
- ⑥教師に対する暴言・暴力など
- ⑦単車等による登校
- ⑧エスケープ、中抜けなど
- ⑨SNS 棟の不適切な利用
- ⑩その他、学校が指導を必要と判断した場合

14、考査の心得

- ①鉛筆・消しゴム・鉛筆削り等筆記に必要な用具以外は机上に置かない。
- ②所持品はまとめて座席の下に置く。
- ③考査中の携帯電話等の使用は不正行為とみなす。
- ④下敷きの使用は禁ずる。
- ⑤消しゴムその他一切の貸し借りをしてはならない。
- ⑥遅刻、無断欠席をしない。
- ⑦定期考査、実力考査、宿題考査、小テストを問わず、不正行為は厳禁である。

15、自転車通学

- ①自転車通学は許可制とする。自立しない自転車は許可しない。
- ②ステッカーを所定の位置につけ、ステッカーのない自転車で登校してはならない。やむを得ず登校する場合は生活指導部に申し出ること。
- ③通学方法を変更する場合は事務室前にある「通学区間・方法変更願」に必要事項を記入のうえ、事務室に提出すること。
- ④交通法規を遵守すること。傘さし運転、スマホ等の「ながら運転」、その他の交通法規違反等があれば許可を取り消すことがある。

令和6年4月30日 更新